

既修得単位の認定について

本学入学前に、他大学・短期大学等において修得した単位、またはダブルスクールにより帝京平成大学で修得した単位について、教育上有益と認められた場合は、本学の単位として認定されます。認定を希望する方は、以下の内容を確認のうえ、所定の手続きを行ってください。

1. 対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 生活科学科、こども教育学科、ライフケア学科入学者で、他大学・短期大学等で単位を修得した方

※専攻科 臨床工学専攻入学者は、「提出書類、オリエンテーション・入学前教育のご案内および入学辞退の手続について」1. (3) の提出書類に基づき、単位認定を行います。

- ② 帝京平成大学とのダブルスクール入学者

※②の方にはオリエンテーション初日に詳細説明を行います。

2. 申請方法・提出書類

【A：他大学・短期大学等で単位を修得した者】

申請書類の様式・カリキュラムは本学ホームページに掲載しています。

(1) 提出書類

- ①既修得単位認定申請書 様式1 (本学 HP よりダウンロード)
- ②科目別単位認定申請書 様式2 (本学 HP よりダウンロード)
- ③成績証明書 (原本)
- ④受講当時のシラバス (講義内容) ※②に貼付
- ⑤カリキュラムが確認できる資料 (履修要項、教職課程認定表、各種資格の教育科目表など)
- ⑥学力に関する証明書 (教員免許取得希望者のみ)

(2) 申請期限

2026年3月23日(月)

(3) 提出方法

郵送または窓口提出

【B：ダブルスクール入学者 (帝京平成大学で修得した単位)】

(1) 提出書類

- ①成績証明書 ※2026年4月1日以降発行の原本

(2) 提出期日

オリエンテーション当日に持参

(3) 申請手続き

オリエンテーション期間中に行います。

書類を忘れた場合は手続きできません。

3. 書類作成上の注意

- ・黒ボールペンで記入してください（消せるペン不可）
- ・申請期限後の提出、科目追加は一切認められません

4. 認定された単位の取扱い

既修得単位として認定された単位には評価が付かず、「認定」と表記されます。また、GPA の計算には算入されません。

5. 教職科目の認定について

学力に関する証明書は、現行法に基づくものを提出してください。

認定された場合、免許申請が個人申請となることがあります。

6. 単位認定の通知

【A：他大学・短期大学等で単位を修得した者】

審査・判定後、4月下旬（予定）に通知します。

認定されない場合がありますので、申請科目についても履修登録を行い、審査結果が出るまでは授業に出席してください。

教科書の購入については各自の判断としてください。

【B：ダブルスクール入学者（帝京平成大学で修得した単位）】

教員の指示に従ってください。

7. 提出先・問い合わせ先

【A：他大学・短期大学等で単位を修得した者】

〒151-0071

東京都渋谷区本町 6-31-1

帝京短期大学 学務室

TEL：03-3377-9202

※封筒に「既修得単位認定申請書類（〇〇専攻）在中」と朱書き

【B：ダブルスクール入学者（帝京平成大学で修得した単位）】

ライフケア学科 柔道整復専攻 第14研究室

TEL：03-3377-7270（直通）